

条番号	現行	変更後
第 2 条 取引の開始	3. 前項以外の取引は、当行所定の方法による申し込みにより取引を開始するものとします。なお、取引に関し作成された口座はすべてみずほダイレクトの利用口座として登録されます。	3. 前項による当支店との取引開始後に、第 1 条に規定の各取引を行う場合は、当行所定の方法による申し込みにより取引を開始するものとします。なお、取引に関し作成された口座はすべてみずほダイレクトの利用口座として登録されます。
第 3 条 お届け印	当支店と総合口座取引を開始する際には取引に使用する印章（以下、「お届け印」といいます。）により印鑑を届け出てください。また、別に定めるその他の取引を開始する際にも都度お届け印により印鑑を届け出てください。	1. 当支店と総合口座取引を開始する際には取引に使用する印章（以下、「お届け印」といいます。）により印鑑を届け出てください。また、別に定めるその他の取引を開始する際にも都度お届け印により印鑑を届け出てください。 2. 総合口座取引を口座開設アプリからお申し込みいただいた場合には、みずほ口座開設 & 手続アプリ規定第 1 条第 4 項に基づき、当該申込みに係る普通預金、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス口座として開設されます。この場合、印鑑の届け出は不要です。
第 6 条 ご利用カード	1. お客さま番号および第 2 暗証番号はみずほダイレクト申込後に当行より発行する「みずほダイレクトご利用カード」（以下、「ご利用カード」といいます。）に記載し、お客さまの届け出住所あてに簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。なお、当支店を含む当行本支店の窓口でご利用カードを発行することはできません。	1. みずほダイレクトご利用カードとは、みずほダイレクトをご利用いただく際に必要となるお客さま番号と第 2 暗証番号が記載されたものです。みずほダイレクトご利用カードは、みずほダイレクト申込後に、次のいずれかの方法により発行いたします。 ①お客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送発行する紙媒体カード型のみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（紙媒体カード版）」といいます。）。なお、当支店を含む当行本支店の窓口でご利用カード（紙媒体カード版）を発行することはできません。 ②当行所定の高機能携帯電話端末（以下、「利用端末」といいます。）にみずほダイレクトアプリをインストールして、本条第 2 項の利用登録を実施することにより、みずほダイレクトアプリ内に発行するみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（アプリ版）」といいます。）。なお、ご利用カード（アプリ版）に表示される第 2 暗証番号はインターネットバンキングへのログインの都度、変化します。

条番号	現行	変更後
	—	2. ご利用カード（アプリ版）を利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールのうえ、利用登録を行う必要があります。利用登録は、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された本サービスの代表利用口座、第1暗証番号、生年月日、認証コードが、当行に登録されている代表利用口座、第1暗証番号、生年月日、認証コードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、利用登録完了後から一定の期間は、ご利用カード（アプリ版）をご利用いただけません。また、当行が必要と認める場合には、ご利用カード（アプリ版）の利用を一時的に停止します。
	2. ご利用カードはお客さま自らの責任を持って管理するものとし、<u>万が一ご利用カードを紛失した場合には、直ちに当支店へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。</u>	3. ご利用カード（紙媒体カード版）またはご利用カード（アプリ版）を利用登録した利用端末はお客さま自らの責任を持って管理するものとし、<u>万が一紛失した場合には、直ちに当支店へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。</u>
第17条 他の規定の準用	1. 本規定に定めのない事項については、当行所定の みずほ総合口座取引規定、みずほ普通預金規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定、みずほデビットカード規定、みずほスーパー定期（自動継続方式）規定（通帳口）、みずほ外貨普通預金規定（通帳口）、みずほ外貨定期預金規定（通帳口）、みずほ投資信託取引規定集、みずほ振込規定、みずほダイレクト規定、ワンタイムパスワード規定、カードローン規定、ローン規定、保証委託規定、宝くじラッキーライン規定、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス ATM 取引規定など当行が定めるすべての規定により取り扱います。また、本規定において定義のない用語で、上記各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。	1. 本規定に定めのない事項については、当行所定の みずほ総合口座取引規定、みずほ普通預金規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定、みずほデビットカード規定、みずほスーパー定期（自動継続方式）規定（通帳口）、みずほ外貨普通預金規定（通帳口）、みずほ外貨定期預金規定（通帳口）、みずほ投資信託取引規定集、みずほ振込規定、みずほダイレクト規定、<u>みずほダイレクトアプリ利用規定</u>、ワンタイムパスワード規定、カードローン規定、ローン規定、保証委託規定、宝くじラッキーライン規定、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス ATM 取引規定など当行が定めるすべての規定により取り扱います。また、本規定において定義のない用語で、上記各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

条番号	現行	変更後
第 19 条 免責事項	3. 当行がお客さま番号と第 2 暗証番号を、お客さまがあらかじめ指定した住所 <u>あて</u> に郵送により通知を行う際に、郵送上の事故等、当行の責によらない事由により第三者がお客さま番号や第 2 暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。	3. 当行がお客さま番号と第 2 暗証番号が記載された「ご利用カード（紙媒体カード版）」を、お客さまがあらかじめ指定した住所 <u>宛</u> に郵送により通知を行う際に、郵送上の事故等、当行の責によらない事由により第三者がお客さま番号や第 2 暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
	—	4. 利用端末の故障などの事由でご利用カード（アプリ版）でのお客さま番号と第 2 暗証番号が表示できなかったことにより、取引が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
	4. <u>災害・事変等</u> 当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取り扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。	5. <u>災害・事変等</u> 当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取り扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
	5. <u>すでに</u> 応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。このような変更または取消のために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	6. <u>すでに</u> 応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。このような変更または取消のために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
第 21 条 準拠法および管轄裁判所	1. 当支店との取引の <u>契約</u> 準拠法は日本法とします。	1. <u>本規定および</u> 当支店との取引の準拠法は日本法とします。
	2. 当支店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。	2. 当支店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を <u>第一審の専属的合意</u> 管轄裁判所とします。
	(2020 年 3 月 15 日現在)	(2022 年 1 月 23 日現在)